

「危険物質の電子届出についての 工場局規約」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

危険物質の電子届出についての工場局規約

● 仏暦二五四七年・工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質（ウォーオー／オーゴー・6）の輸出入者の事実関係の届出の原則、方法及び要件についての工場局規約

（前文省略）

第1項

本規約を「仏暦二五四七年・工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質（ウォーオー／オーゴー・6）の輸出入者の事実関係の届出の原則、方法及び要件についての工場局規約（ラビヤップ・グロム・ロンガーン・ウサハカム・ワードゥアイ・ラックゲーン・ウィティガーン・レ・グアンカイ・ガーンジェーン・コーテーチン・コーン・プーナムカオ・ル・プーソンオーク・スン・ワトゥアンタラーイ・ティー・グロム・ロンガーン・ウサハカム・ミー・アムナート・ナーティー・ラップピッドチョーブ（ウォーオー／オーゴー・6）・ドーイ・パーン・ラボップ・サンヤーン・コンピューター・カオカップ・ラボップ・クルアカーイ・コンピューター・コーン・グロム・ロンガーン・ウサハカム」と呼ぶ。

第2項

本規約は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は二〇〇四年一月二六日]

第3項

本規約は工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質（ウォーオー／オーゴー・6）の輸出入者の事実関係の届出を希望する事業者にのみ使用する。

第4項

本規約はその施行告示日の前もしくは後であっても工場局布告が定めたところに基づく特別管理危険物質の輸出入者の事実関係届出には適用しない。

第5項

工場局は本規約による届出受理がサービス利用者にとって及び公務上利益となるようにするため、本規約に基づき執行しなければならない原則、方法及び要件を変更する権利を保持する。このとき変更が損害を生じさせたとしてもサービス利用を求める者が賠償を請求することはできない。

第6項

工場局はサービスを提供するコンピュータ・ネットワーク・システムにより生じた損害の責に任じない。

第7項

工場局長を本規約の主務者とする。

第一章

一般語句規定

第8項

本規約において、

「危険物質の輸出入者の事実関係の届出（ガーンジェーン・コーテーチン・コーン・プーナムカオ・ル・プーンソーク）」とは、ウォーオー／オーゴー・6書式に基づく工場局が権限・義務・責任を有する危険物質の輸出入者の事実関係の届出を意味すると共に、危険物質の名称、成分及び成分比率、商品名、一般名もしくは（もしあれば）略称、量、梱包、製造者名、製造国、保管場所、乗物名、輸出入税関ポイント、及び乗物が税関ポイントを出入港する期日に係る危険物質の輸出入者の事実関係の届出も意味する。

「サービス（ポリカーン）」とは、工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、ウォーオー／オーゴー6書式に基づく危険物質の輸出入者の事実関係の届出受理サービスを意味する。

「会員（サマーチック）」とは、工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、危険物質の輸出入者の事実関係の届出を希望する危険物質事業者を意味する。

「会員証明書（ナンスー・ラップローン・ガーン・ペン・サマーチック）」とは、本規約末尾に定めたウォーオー／オーゴー6・2書式に基づく、工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、危険物質の輸出入者の事実関係の届出で承認を受けたことを示すために工場局が危険物質事業者に発行した書状を意味する。

「工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質の輸出入者の事実関係の届出受理書（ナンスー・ラップジェーン・コーテーチン・コーン・プーナムカオ・ル・プーンソーク・スン・ワトゥアンタラーイ・ティー・グロム・ロンガーン・ウサハカム・ミー・アムナート・ナーティー・ラップピッドチョーブ・ドロー・パーン・ラボップ・サンヤーン・コンピューター・カオカップ・ラボップ・クルアカーイ・コンピューター・コーン・グロム・ロンガーン・ウサハカム）」とは、本規約末尾に定めたウォーオー／オーゴー6・3書式に基づく危険物質の輸出入者の事実関係の

届出受理結果を示す報告を意味する。

第二章

サービス利用申請

第9項

サービス利用を希望する者は危険物質の輸入もしくは輸出許可を得た仏暦二五三五年危険物質法令に基づく危険物質事業者で、かつ政府機関への年間手数料が未払いのない者でなければならない。

第10項

サービス利用を望む者は入会申込書を工場局危険物質管理事務所に提出することができる。

第11項

サービス利用を求める者は入会申込日に以下の証拠もしくは書類を工場局危険物質管理事務所へ提出しなければならない。

11・1、サービス利用を求める者が自然人である場合、

- (1) 住居登録書のコピー。
- (2) 国民証明証のコピー。外国人であれば旅券（パスポート）のコピー。
- (3) 代理人が申込手続きをする場合は委任状。

11・2、サービス利用を求める者が法人である場合

(1) 発行後六ヶ月以内の商業省による法人証明書もしくはそのコピー。あるいはその他の法律による法人であればその法律に基づく法人証明書もしくはそのコピー。

(2) 会社取締役がタイ人であれば法人を拘束する行為権限を有する者の国民証のコピー及び住居登録書のコピー。外国人取締役であれば旅券（パスポート）のコピー。

(3) 代理人が申込手続きをする場合は委任状。

ここに、当該書類が正しいことを保証する署名がなければならない。

第12項

サービス利用希望者は連絡ができ、使用できる電子メールアドレス（Eメールアドレス）がなければならない。

第13項

工場局から本規約に基づくサービス利用で承認を受けた危険物質事業者は会員証明書を受け取る。このとき工場局から会員番号及びパスワードが通知される。

第14項

入会申込書式及び会員証明書は本規約末尾に定められたところに従う。

第三章

サービス提供の要件

第15項

会員は本規約の第三章に掲げたサービス提供の要件に厳格に従わなければならない。

第16項

工場局は工場局が定めたところに基づき会員であることを証明された会員にのみサービスする。

第17項

工場局は年間手数料の未払いのない危険物質事業者にのみサービスする。第二種危険物質輸出入手続き通知書の場合、その年の残り量は減量のため十分な量がなければならず、第三種危険物質であれば輸出入許可書は期限が切れておらず、その年に許可を受けた量は減量のために十分な量がなければならない。

第18項

工場局は第一種危険物質の輸出入者の事実関係届出を、第一種危険物質であることの証明を受け、工場局のサービスを利用する許可を得た者についてのみ受理する。

第19項

会員証明書が紛失、損壊した場合は、工場局に新たな会員証明書の発行を申請し、元の会員証明書は取り消されたものとみなす。

第20項

サービス利用会員は輸出入者の事実関係記入をチェックし、保証しなければならず、当該事実関係が虚偽であることが判明した場合、刑事責任に加えて、その虚偽である事実関係が損害を生じさせた場合は民事責任も負わなければならない。

第21項

工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた危険物質の輸出入者の事実関係の届出受理書の印刷後の間違ったデータの修正は、工場局危険物質管理事務所に修正を届け出なければならない。

第 2 2 項

サービス利用者に名称変更、事務所移転、もしくはその他の変更があった場合、工場局に新たな会員証明書を申請しなければならず、元の会員証明書は取り消されたものとみなす。

第 2 3 項

このサービス提供においては、工場局が疑点を有し提出を求めない限り、危険物質の輸出入者の事実関係の届出を構成する書類を工場局に提出しなくとも有効であるものとみなす。

第四章

サービス提供中止

第 2 4 項

サービス利用の中止を望む会員は一五日以上前もって工場局に文面で通知しなければならない。

第 2 5 項

会員がサービス提供の要件に違反した場合、もしくは直接・間接的にサービス利用により工場局または国家に損害を与えた、あるいは公共の利益または公序良俗に反した場合、工場局は直ちにサービス提供を中止する権利を保持する。ここに会員は工場局のサービス提供中止を理由に損害賠償を求める権利はない。

第五章

危険物質（ウォーオー／オーゴー 6）輸出入者の事実関係届出、会員証明書及び工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた工場局が権限・義務・責任を有する危険物質の輸出入者の事実関係の届出受理書の手続きプロセス

第 2 6 項

危険物質（ウォーオー／オーゴー 6）輸出入者の事実関係届出は以下の方法に従う。

- 1、ログインネームとパスワードを記入しシステムにアクセスする。
- 2、項目に従い危険物質（ウォーオー／オーゴー 6）輸出入者の事実関係データを記入する。
- 3、2の記入データをチェックし、正しいことを確認する。
- 4、ウォーオー／オーゴー 6・3 書式に基づき、工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、危険物質の輸出入者の事実関係の届出受理書を印刷し、印刷した文書に届出を証明する署名を付す。
- 5、4に基づき文書に間違いがあった場合、工場局にデータ修正を届け出なければならない。

6、4に基づく書類と会員証明書を税関手続きで提出する。

第27項

工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた工場局が権限・義務・責任を有する危険物質の輸出入者の事実関係の届出サービス利用のために入会申込書はウォーオー／オーゴー6・1書式を使用する。会員証明書はウォーオー／オーゴー6・2書式を使用する。工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた工場局が権限・義務・責任を有する危険物質の輸出入者の事実関係の届出受理書は本規約末尾のウォーオー／オーゴー6・3書式を使用する。

第28項

本規約に基づく工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた届出は、コンピュータ通信システムが故障し、当該事実関係の届出ができない場合、届出人は工場局において危険物質輸出入者の事実関係を届け出る。

仏暦二五四七年一〇月二二日布告

●仏暦二五四七年・工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた工場局が権限・義務・責任を有する危険物質の輸出入者の事実関係の届出を許可しない危険物質リストについての工場局布告

第六項において本規約の施行告示の前もしくは後であっても工場局布告が定めたところに基づく特別管理危険物質の輸出入者の事実関係届出には適用しないことを定めた仏暦二五四七年・工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質（ウォーオー／オーゴー・6）の輸出入者の事実関係の届出の原則、方法及び要件についての工場局規約を遵守するために、工場局は以下のように工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質（ウォーオー／オーゴー・6）の輸出入者の事実関係の届出を許可しない危険物質リストを布告規定する。

本布告末尾に基づく危険物質リストを、仏暦二五四七年一〇月二二日付けの仏暦二五四七年・工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質（ウォーオー／オーゴー・6）の輸出入者の事実関係の届出の原則、方法及び要件についての工場局規約に基づく工場局のコンピュータ・ネットワーク・システムにつながるコンピュータ信号システムを通じた、工場局が権限・義務・責任を有する危険物質の輸出入者の事実関係の届出を許可しない危険物質とする。

ここに官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は二五四七年＝西暦二〇〇四年一月二

六日]

仏曆二五四七年一〇月二二日布告

* 末尾リスト

- 1.ACETIC ACID > 80% w/w
- 2.4-AMINODIPHENYL
- 3.ACETONE > 75% w/w
- 4.ARSENIC TRIOXIDE (CRUDE ARSENIC;WHITE ARSENIC;ARSENIOUS ACID;ARSENIOUS ANHYDRIDE)
- 5.BARIUM CARBONATE
- 6.BENZIDINE
- 7.BORAX (SODIUM TETRA-BORATE DECAHYDRATE;SODIUM BORATE DECAHYDRATE;BORAX DECAHYDRATE)
- 8.BORAX PENTAHYDRATE
- 9.1,4-BUTANEDIOL
- 10.n-BUTYL MERCAPTAN (1-BUTANETHIOL)
- 11.sec-BUTYL MERCAPTAN (2-BUTANETHIOL)
- 12.tert-BUTYL MERCAPTAN (2-METHYL-2-PRPPANETHIOL)
- 13.GAMMA BUTYROLACTONE
- 14.CALCIUM HYPOCHLORITE
- 15.CARBON TETRACHLORIDE (TETRACHLOROMETHANE)
- 16.CHLOROFLUOROCARBONS and its substitutions
- 17.CHLOROFORM (TRICHLORO-METHANE)
- 18.o-DICHLOROBENZENE
- 19.ETHANETHIOL (ETHYL MER-CAPTAN;ETHYL SULFHYDRATE)
- 20.ETHYLENE DICHLORIDE
- 21.ETHYLENE OXIDE (1,2-EPOXYETHANE)
- 22.ETHYL ETHER (ETHER;DIETHYL ETHER;ETHYL OXIDE)
- 23.HALON 1301
- 24.HALON 1211
- 25.HALON 2402
- 26.HYDROCHLORIC ACID > 15% w/w
- 27.HYDROGEN CHLORIDE (anhyrous)

-
- 28. HYDROGEN CHLORIDE (refrigerated liquid)
 - 29. HYDROGEN FLUORIDE (anhydrous)
 - 30. HYDROFLUOROCARBONS and its substitutions
 - 31. GAMMA HYDROXY VALERATE
 - 32. MERCURY (QUICK SILVER; HYDRARGYRUM)
 - 33. MERCURY (II) THIOCYANATE
 - 34. METHANOL (METHYL ALCOHOL)
 - 35. METHYL CHLORIDE (CHLORO-METHANE)
 - 36. METHYL ETHYL KETONE > 50% w/w
 - 37. NAPHTHYLAMINE
 - 38. 4-NITRODIPHENYL
 - 39. PARAQUAT DICHLORIDE
 - 40. PERFLUOROCARBONS and its substitutions
 - 41. PHOSPHORUS OXYCHLORIDE (PHOSPHORYL CHLORIDE)
 - 42. PHOSPHORUS PENTA-CHLORIDE (PHOSPHORIC CHLORIDE; PHOSPHORIC PERCHLORIDE)
 - 43. PHOSPHORUS TRICHLORIDE (PHOSPHORUS CHLORIDE)
 - 44. PIPERIDINE (HEXAHYDRO-PYRIDINE)
 - 45. POTASSIUM CYANIDE > 1% w/w
 - 46. POTASSIUM FLUORIDE
 - 47. SODIUM CHLORIDE
 - 48. SODIUM CYANIDE > 1% w/w
 - 49. SODIUM HYPOCHLORATE
 - 50. SULFURIC ACID > 50% w/w
 - 51. SULFURIC ACID, FUMING (OLEUM) > 50% w/w
 - 52. SULFUR HEXAFLUORIDE
 - 53. TETRACHLOROETHANE (ACE-TYLENE TETRA CHLORIDE; 1,1,2,2 TETRACHLOROETHANE)
 - 54. TOLUENE > 75% w/w
 - 55. 1,1,1-TRICHLOROETHANE (METHYL CHLOROFORM)
 - 56. 1,1,2-TRICHLOROETHANE (VINYL TRICHLORIDE; beta-TRICHLOROETHANE)
 - 57. VINYL CHLORIDE MONOMER (MONOCHLOROETHANE)
 - 58. 仏暦二五三八年危険物質リストについての工業省布告末尾リストに基づく化学物質廃棄物 (CHEMICAL WASTES)
 - 59. 仏暦二五三八年危険物質リストについての工業省布告末尾リストに基づく化学兵器

● 仏暦二五四七年・電子通信（インターネット）を通じての工場の廃棄物に係る詳細の届出の原則と方法についての工場局布告

（前文省略）

〔注／廃棄物は原文では「シン・パティクーン（汚物）もしくはワサドゥ・ティー・マイチャイレーオ（使わなくなった資材）」となっていますが、これをすべて廃棄物とします〕

第一項

仏暦二五三五年工場法令の内容に基づき制定された仏暦二五四〇年一〇月二九日付けの廃棄物処理についての工業省布告第六号（仏暦二五四〇年）、もしくは仏暦二五三五年工場法令の内容に基づき制定された仏暦二五四一年五月二六日付けの廃棄物処理についての工業省布告第一号（仏暦二五四一年）及び仏暦二五四七年五月一七日付けの廃棄物処理についての工業省布告（増補）に基づく形態及び性質を有する廃棄物のある工場事業者は、以下のように電子通信（インターネット）を通じて廃棄物の種類、量、及び廃棄物処理業者の名に係る詳細を届け出なければならない。

（１）工場から廃棄物を搬出する際に、工場局が定めた届出書式に従い、廃棄物の種類、量及び廃棄物処理業者の名を電子通信（インターネット）でのデータ送信により毎回、工場局に届け出る。ここに処理業者による工場から廃棄物搬出があれば直ちに届け出る。

電子通信によるデータ送信のための機具もしくは設備がない場合は、工場局が定めた届出書式に従いファクシミリで当該データを送信する。

（２）廃棄物処理を処理業者に委託する工場事業者は、その処理業者の業務能力及び信頼性を勘案しなければならない。信頼性に問題があり、係官から信頼性を損なう行為についての通知を受けた時、工場事業者は新たな処理業者の選定を検討する。

（３）（１）に基づき廃棄物に係る詳細を届け出た工場事業者は、仏暦二五三五年工場法令に基づき制定された廃棄物処理についての工場局布告第六号（仏暦二五四〇年）の第三項の内容に基づく届出を免除される。

第二項

工場事業者は処理のため廃棄物を搬出する廃棄物処理業者との間で、処理業者が委託工場事業者の名、廃棄物の種類、量、処理方法、及び搬送方法に係る詳細を毎回、工場局が定めた届出書式に従い電子通信（インターネット）でのデータ送信により工場局に届け出ること合意する。ここに処理業者の処理地に廃棄物を持ち込んだ時に直ちに届け出る。

電子通信によるデータ送信のための機具もしくは設備がない場合は、工場局が定めた届出書式に従いファクシミリで当該データを送信する。

第三項

法律に基づく処理を審査するにあたってのデータの比較及び評価のために、工場局は第一項に基づく工場事業者及び第二項に基づく処理業者の廃棄物に係る詳細届出の検査システムを設ける。

仏曆二五四七年一二月一七日出告

(おわり)